

# 大府市通学路交通安全プログラム

## ～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年11月

[令和6年10月改定]

大 府 市

大府市教育委員会

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「大府市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 関係機関

- ・大府市教育委員会
- ・道路管理者(市・県・国 等)
- ・大府市小中学校
- ・大府市PTA
- ・愛知県警察

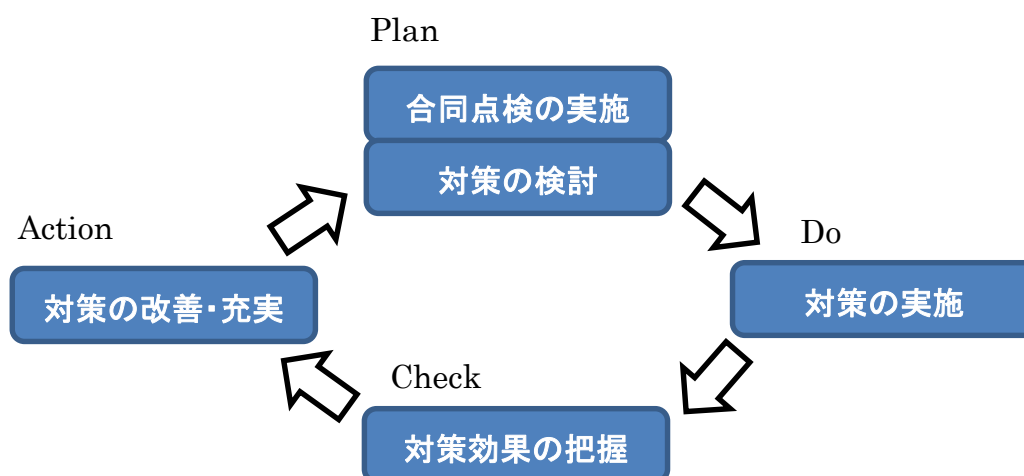
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



## (2) 定期的な合同点検

### ○合同点検の実施時期等

- ・毎年、小中学校PTA等から提出される危険箇所の報告と対策の要望書に基づき、1年に1回、必要に応じて秋に合同点検を実施し、危険箇所の現場確認と対策案の検討を行います。

### ○合同点検の体制

- ・学校ごとに、学校、PTA、市教育委員会、道路管理者等が参加する合同点検を行います。
- ・実施の際、点検内容によっては、警察、県の道路管理者等の担当者も加わります。

## (3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに、「道路改良や維持補修」、「交通安全施設」のようなハード対策や、「交通規制」、「交通安全教育」のようなソフト対策などを、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、必要に応じて学校への状況調査などにより対策効果の把握に努めます。

## (6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(7)点検から対策の改善・充実までの流れ

月	実施項目	実施主体	実施内容
5～6月	危険箇所の抽出	学校	・各小中学校により実施
8月	教育懇談要領	教育委員会、学校	・各小中学校より危険箇所の報告と対策の要望
9月	合同点検の実施	教育委員会、学校、道路管理者、警察	・教育懇談要領で報告のあった箇所の現場点検 ・対策案の検討
10月～	対策方法の決定 対策の実施	教育委員会、学校、道路管理者、警察	・「対策一覧表」「対策箇所図」の作成 ・学校への報告 ・対策の実施
～3月	対策効果の把握	教育委員会、学校、道路管理者、警察	・事業の評価

4 箇所一覧表・箇所図について

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、必要に応じて小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。